⑵　総合評価の方法

１）標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

２）加算点及び施工体制評価点

上記⑴１）の技術評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。

３）評価方法

価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑷　技術評価項目における記載内容の履行に関する事項

受注者の責により提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課契約第一係　三宅　昭範　電話06―6942―1141㈹

⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和５年８月８日から令和５年11月15日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後６時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、下記⒜から⒞によるものとし、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記⒝に持参することにより電子データにて交付するので、下記⒜にあらかじめ申し出ること。

⒜　交付期間：令和５年８月８日から令和５年11月15日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。

⒝　申込先及び交付場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹

⒞　交付申込期限：令和５年11月15日正午まで。

⑶　申請書及び資料の提出等

⒜　提出期間：令和５年８月９日から令和５年９月６日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

⒝　提出先：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎１階　近畿地方整備局契約情報コーナー　電話06―6942―1141㈹

⒞　提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法　令和５年10月６日から令和５年11月15日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。）

ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、令和５年11月２日午後４時30分までとする。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⒜　電子入札システムによる入札の締切は、令和５年11月15日正午。

⒝　書面により持参する場合は、令和５年11月15日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。

⒞　郵送による入札書の受領期限は、令和５年11月15日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。

⒟　開札は、令和５年11月20日午前10時00分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

⒜　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⒝　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記３⑵⑶に定める評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等、極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

⑺　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑻　手続における交渉の有無　無。

⑼　契約書作成の要否　要。

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑾　提出された施工計画のヒアリングを行う場合がある。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒀　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。